

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「過去の競争政策のレビュー部会」、「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

第11回会合（2部会合同）

1. 日時 : 平成22年5月14日（金）19:00～

2. 場所 : 総務省第1特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員（座長・座長代理を除き五十音、敬称略）

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美（座長）、相田 仁（座長代理）、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、
中島 厚志、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆（座長）、徳田 英幸（座長代理）、柏野 牧夫、國領 二郎、
篠崎 彰彦、藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、山川情報流通
行政局長、桜井総合通信基盤局長、田中官房長、河内総括審議官、原政策統括官、
久保田官房審議官、武井官房審議官、福岡電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎
総合研究官、山田総務課長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、長塩デー
タ通信課長、田原電気通信技術システム課長、二宮消費者行政課長、木村事業政策
課調査官、井幡事業政策課企画官

4. 議事

(1) 「光の道」構想について

(2) その他

5. 議事録

【黒川座長】 それでは、定刻となりましたので、過去の競争政策レビュー部会と電気
通信市場の環境変化への対応検討部会の第11回会合について、両部会の合同部会として
開催させていただきます。本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承ください。
さい。

「光の道」構想については、作業チームを中心に、本合同部会で精力的に議論してまい

りましたが、お手元の資料にありますように、作業チームにおいて、これまでの検討結果を「光の道」構想実現に向けて、基本的方向性（案）として整理していただいております。大変な力作だと思っています。

本日は、作業チームの相田主査より、基本的な方向性（案）を説明していただいた上で、議論・取りまとめを行ってまいりたいと思います。また、これに関連して、北構成員より、「光の道」構想による経済効果の試算に関する資料を用意していただいておりますので、北構成員から続けてご説明をいただきたいと思います。

それでは、早速相田主査から、10分程度でご説明をお願いいたします。

【相田座長代理】 まず、おわびを申し上げなければならないのは、この資料につきまして、当初の心づもりでは一昨日ぐらいまでに皆さんのお手元に届くようにというつもりで作業しておりましたが、なかなか最後のところ、詰めに時間がかかりまして、直前でのということになってしまいました。申しわけございません。それから、この資料のまとめ方に関してでございますが、作業チーム4人の中でも、必ずしも100%意見が一致しているというわけではない部分もございまして、途中では両論併記にしてはというような部分もないわけではなかったんですけれども、最終的にはとにかく書けるところまで書くということで、両論併記とかは避けたということでございます。

それで、内容に入らせていただきますけれども、1ページ目、「はじめに」のところは、従来からいただいております、この検討におけるミッションというところでございます。それから、2ページ目、基本的な考え方というところも、従来からでございますけれども、事業者のより一層公正な競争を通じた料金の低廉化とサービスの多様化を推進する。事業者間競争については、サービス競争と設備競争の両面から促進するというようなことでございます。それで2番目の2つの視点ということで、これも前からしているところでございますけれども、いわゆる90%から100%というのと、30%から100%というのの両面で検討するというので、3ページ（3）のところ、基盤整備については、短期間で不採算の地域において整備を行うインセンティブを付与することが必要。それから、利用率向上については、手ごろな料金でブロードバンドが利用可能であること。それから、医療、教育、行政等生活に密着した公共的利活用を含むキラーコンテンツ、キラーアプリケーションが存在することの2点が確保されることが必要であるということで、一番基本的な考え方をまとめさせていただきます。

以下、2以降は、アンダーラインを引いてあるところを基本的に絞ってご説明させてい

ただきたいと思います。まず、2の「光の道」の推進といているところが、いわゆる「光の道」の定義に当たるところでございますけれども、整備すべきインフラ水準ということにつきましては、電子政府、教育、医療や各種エンターテインメント等の利活用を通じ、豊かな国民生活を実現するための基盤となることが求められる。将来的にトラフィックが幾何級数的に増加することも見越した整備を進める観点から、諸外国の取り組み等も考慮し、100Mbps以上の超高速ブロードバンドを整備・普及すべきということで書かせていただいておりますけれども、具体的な技術としては、FTTH以外にケーブル、無線ブロードバンド（BWA等）。4ページにまいりまして、地域的条件や経済合理性の観点から、光ファイバが敷設困難な場合等において、代替的な役割が期待できるということで書かせていただいております。

続きまして、3が基盤整備の考え方、いわゆる90%から100%でございますけれども、基盤整備については、競争環境の中で民間主導により行うことが原則ということで、当初から未整備エリアのみを対象とする独占的な公共主体を想定し、そこに一元的に基盤整備を担わせるのではなく、民間事業者が競争により整備することが適当とさせていただいております。それで2015年という目標年次を踏まえまると、基盤整備を加速させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましいとさせていただいております。

それから、続きまして（2）のところですが、従来より、国の支援を受けた地方公共団体が地域等の要望を踏まえて整備を行い、民間事業者にIRUに基づき貸し出すことで、ブロードバンドの提供を実現する公設民営方式が一定の成果を挙げたところということで、今後の未整備エリアにおける基盤整備の進展においても、従来の仕組みを見直すことで、その活用を図ることが重要とさせていただいております。

5ページにまいりまして、そのようなIRUに基づく公設民営方式の活用とあわせて、公的支援については、利活用の推進などとあわせた民間事業者のインセンティブを高めるような新たな公的支援策のあり方を検討することも必要とさせていただいております。

一方、（3）のところ、通信事業者側においても、後述する公共機関への先行投資など、需要を創出するための積極的な取り組みをみずから行っていくことを期待するということにさせていただいております。

（4）のところでは、多様なブロードバンド手段の確保という観点から、新たなワイヤレスブロードバンド向け周波数の確保に努めることが必要ということで、ワイヤレスプロ

ードバンド及び、そのための周波数確保の重要性を述べさせていただいております。

続きまして4、利用率向上の考え方。いわゆる30%から100%のところでございますけれども、前に書いたことの繰り返しでございますが、利用率の向上を図るためには、手ごろな料金でブロードバンドが利用可能であることと、キラーコンテンツ、キラーアプリケーションが存在することの2点が重要ということで、そのうち前者につきましては、公正な競争環境の整備がサービスの発展・料金の低廉化に寄与することから、事業者間の公正な競争を一層活性化することにより、ブロードバンド利用を促進することが適当。それから、6ページにまいりまして、後者のほうにつきましては、医療、教育、行政等の分野において、ICTの利活用を妨げるような規制の見直しというものが、利用率向上のための環境整備という意味で極めて重要で、早急に取り組むことが必要とさせていただいております。

(2)のところにまいりまして、競争政策の現状でございますけれども、先般実施された事業者ヒアリングの際も、制度創設後数年から10年以上たった現時点においても、いまだに線路敷設の諸条件、接続情報の取り扱い、接続料水準、子会社を通じたグループ経営等さまざまな問題が存在していると指摘されており、一層の公正競争の確保の必要が認められる。それから、次の段落になりまして、また事業者ヒアリングでは、NTT東西の保有する設備のボトルネック性に着目した規制に加えて、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の重要性というものが指摘されたということ。それから、アクセス網のみならず、コア網であるNGNのプラットフォームのオープン性確保が重要であるとの指摘もされたということで、ここにつきましては、事業者ヒアリングでの事業者様からいただいたご意見を挙げているということでございます。

そこを受けて、6ページの下の方、このところでございますが、ボトルネック性に着目した規制のあり方につきましては、本日初めて具体的な内容をお示しすることになるかと思っておりますけれども、まず、6ページの下から7ページの中ごろぐらいにかけまして、これまた先般の事業者ヒアリングで出た意見というのを列挙させていただいております。

7ページの下から、それらをまとめる形で、大きく現状を維持すべき、組織的な再編成を行うべきというのに大別され、さらに後者につきましては、いわゆる機能分離、グループ内分社化、完全分社化というふうに分類されると考えられますけれども、アンダーラインを引いているところでございますが、公正競争の確保は、単純に組織形態を変更することをもって達成されるものではなく、これらの組織変更等とあわせて講じる措置によって、

その効果、評価というものが非常に大きく異なってくるということですから、それぞれのオプションについて、メリット・デメリットを総合的に考慮する必要がある。その際の視点といたしましては、8ページにまいりまして、まずは国民のアクセス権の保障という観点。それから、設備競争、サービス競争の促進という観点、グローバル競争への対応、NTT株主の利益、実現のための時間、コストといったものが考えられ、このようなものを踏まえて、NTTの組織形態のあるべき姿を検討するためには、多角的な視点から総合的な検証が必要であるということ。

それから、アンダーラインは引いてございませんけれども、続く文章でもって、NTTの組織形態を見直すということになれば、この部会で扱っております「光の道」の整備の観点のみならず、NTT法に定められておりますNTTに対する研究開発責務の取り扱い等というようなことについても検討する必要があるということで、次の段落で、このようなものを検討するためには、十分な時間が必要となろうと。一方、先ほどございましたように、一層の公正競争の確保が必要であるという方向性については、おおむね見解が一致しているところであるということで、まずは線路敷設基盤の一層の開放に取り組むとともに、NTT東西に対し、接続情報に関するファイアーウォールの強化、アクセス網の一層のオープン化などの取り組みを求めることが適当ということで整理させていただいております。

その上で、NTTの組織形態については、この取り組みの効果を検証する観点から、光ブロードバンド基盤への取り組み状況や市場における競争状況等を注視し、国民利用者の視点に立った結論を得るため、本報告取りまとめの1年後を目途に、NTT東西のアクセス網のオープン化等の検証を行い、その進展状況に応じ、ステークホルダーの意見も十分に考慮しつつ、再度検討することが適当というふうに書かせていただいております。

続きまして9ページにまいりまして、その際には、あわせてグローバル競争の観点、IP化、モバイル化、ブロードバンド化等への積極的対応の観点から、電話時代の競争政策の抜本的な見直し、多様なサービスを柔軟に提供できるようにするための規制緩和などもあわせて検討することが必要というふうに書かせていただいております。

続きましてウのところでは、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争をゆがめる要因に対する対応が可能になる等にかんがみ、その導入について検討することが適当というふうにさせていただいております。

それから、(3)のところにつきましては、ここ以降は前回に骨子でお示ししているところでございますけれども、ブロードバンド普及促進のためには、公共機関が果たす先導的役割が重要ということで、地域における拠点施設に対して、超高速・大容量のインフラ整備を行うとともに、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出と、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施することが必要。それから、ブロードバンド利用に対するインセンティブを付与するような利用促進策についても検討を行うということで、ここら辺は例のエコポイント等を念頭に置いているということでございます。

10ページのところでは、インターネット上の違法・有害情報対策の強化や個人情報の保護と情報の利活用の両立等の施策に取り組むことが必要。子どもから高齢者、チャレンジドまで、それぞれの年齢層等に応じたデジタルリテラシー教育の実施等、デジタルリテラシー向上に向けた措置を講じることが適当とさせていただいております。

続きまして11ページ、「光の道」へのアクセス権への保障。いわゆるユニバーサルサービス制度ということに関してでございますけれども、最初(1)のところユニバーサルサービスの現状について書かせていただいた後、(2)のところでは、最終形態というんでしょうか、「光の道」が実現した時代ということにつきましては、国民的コンセンサスを前提に、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱うことができるということを書かせていただいております。

それから、2のところ、移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し等ということで、次の12ページにまいりまして、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速するためには、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」または「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」というふうに変更することで、NTT東西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当とさせていただいております。

それから、(2)のところ、メタルを計画的に撤去し、光ファイバに巻き取っていく提案がなされているということに対して、現にメタル回線を利用して提供されている各種サービスのマイグレーションに当たっては、アダプタ開発等を含む準備期間が必要であるということ踏まえて、マイグレーションの時期、方法等に関して、国民的コンセンサスを得ながら進めていくことが必要ということを使わせていただいております。

最後(3)のところは、骨子には書いていなかったことでございますけれども、先ほど申しました公共機関に対する先導的役割というのを踏まえ、公共機関への超高速ブ

ロードバンドサービスについて、ユニバーサルサービス類似の国民生活に重要な通信サービスとして位置づけることを検討することが適当というふうに書かせていただいております。

本体につきましては、以上でございます。

【黒川座長】 続いて、作業チーム、北構成員から、「光の道」構想による経済効果の試算について、ご説明をお願いします。

【北構成員】 A4横の資料をごらんください。

前回、「光の道」構想による経済効果の試算の簡単な枠組みをご説明いたしました。それは1枚めくっていただいて、1枚目でございます。また簡単にご説明いたしますと、直接効果としましては①から③、「光の道」敷設そのもの、インフラ投資分、90から100%にする部分、黄色の部分ですね。それによって既存のICTサービス市場が活性化する部分。30%が100%になるという部分プラス、全く新しい市場が立ち上がる。新ICTサービス市場の創生。この①、②、③、さらに①、②、③がそれぞれ他産業に与える経済的インパクト、産業連関表を使いまして計算したものが④と、こういう枠組みになってございます。

1ページおめくりいただきまして、これも前回の資料より少し詳しくなっておりますが、試算の期間は、来年度から2020年度までの10年間分の効果でございます。「光の道」敷設の①につきましては1.5兆円という数字を使ってございます。それから②、90が100になることによって、つまり、全世界で超高速回線が使われるということによって、PC市場、回線利用料市場、ネット広告市場、EC市場、ネットオークション市場、デジタルコンテンツ市場といったものの利用が促進されるという差分について計算して積み上げたものが②でございます。③の新ICTサービス市場の創生につきましては、原口ビジョンの中に書かれているさまざまな取り組みの中で、数値目標が明確なもの。具体的な中身が見えている、協働型教育改革の実現、健康・医療・介護分野等におけるICT利活用の促進、電子行政の推進による無駄削減、「スマートクラウド戦略」の推進による新サービスの創出、「オープン型電子書籍ビジネス環境」の創出と、この5つについて取り上げております。そして、それらをもって経済波及効果を計算した結果が3ページでございます。

10年間の合計としての経済効果は73兆円というふうに試算しております。内訳としましては、①直接効果が1.5兆円、②が18.5兆円、③が13.2兆円、直接効果分で3

3兆円。それぞれの他産業への波及効果が2.2、21.7、15.9、波及効果分で約40兆円、合計73兆円という試算結果になりました。

ちなみにということで、最後の4ページ目に、「光の道」整備が、現状の成り行きで、つまり、加速、90%から100%というところのインセンティブがなくて、現状の成り行きそのまま増加していった場合は、具体的には2015年時点で70%ぐらいであろうという前提に立ちまして、②の部分について、直接効果及びその波及効果の部分を計算したところ、達成した場合は40兆円、未達の場合は20兆円ということで、②の部分について20兆円の経済効果が失われる可能性があるという試算結果でございます。③については試算しておりませんので、実際にはもっと減るであろうということが予想される、そんな結果でございます。

以上でございます。

【黒川座長】 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。なお、本日ご欠席の佐々木構成員と、それからソフトバンクのほうから資料が提出されておりますので、ご議論の際に参照していただければと思います。この案の最終バージョンができたのはさっきですので、なかなか皆さん、最後まできちんと目を通してというところまではいかないかもしれませんが、ぜひポイントについてご議論いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【町田構成員】 全体を全部話題にしていいですか。

【黒川座長】 結構です。

【町田構成員】 この短い時間で、よくぞここまでと思います。作業部会の相田先生、篠崎先生、吉川さん、北さん、ご苦労さまでした。ありがとうございます。あれこれ言うのは大変申しわけないですが、せつかくの国家目標というか国策なので、考え方のところでもう少し大胆にいきたいと思うところをざっくり3つぐらいと、細かい要望のところでも10個ぐらいあるかと思うんですけども、今気づいたところを申し上げたいと思います。

まず1つは、2011年のところで、その1年後に業務分離の話、構造分離の話を、今、とにかくその結論は出せないということで、今やらないということに対しては、これはある種の知恵だし、それしかないとも思います。その一方で、ほかのことについての書きぶりが、2015年に目標を達成するんだとすれば、もっと大胆に、直ちに全部やることをやるんだという感じの書きぶりが、「はじめに」でもいいですし、結論でもいいですけど、もう少し大胆に出てきてくれるといいと思います。それで構造分離のところの話の

中で、同じドミナント規制だからドミナント規制が入り組んだりいろいろするんだけど、それはちょっと外して、ドミナント規制でもやれることを含めて、例えば、グループドミナンスみたいなものは直ちにやるべきだという議論だったと思うので、そういうものも含めてちょっと取り出してみても、直ちにとにかく2015年に向けて時間がないので、政策的にやるものは総動員して全部やるんだという感じのことを、決意として出してもらうことがまず第1にあるべきなのかなという印象です。

そのときに、今度は構造分離をなぜ1年送ったかというのは、単なる先送りにしたかったわけじゃなくて、もちろんここに書いてあるとおり、詰めることがものすごく多いというのがあると思いますが、その一方で、進捗状況を見たい。例えば、私、うろ覚えで、間違っていたらだれか直してほしいんだけど、4年後にメタルを巻き取る場合に、今言わなきゃいけないみたいな、4年前ノーツみたいなルールが、基本的に総務省も認める形でルールとして、今存在していると思うんですね。そうすると、2015年にできることというのは、巻き取れるメタルというのは、2011年時点で全部オープンになってなければ間に合わないということなんだと思うんですね。

だから、その2011年までに、今回実はNTTはなかなか言ってくれませんでしたけれども、2011年までにどこまでできるのか、やっぱりはっきりさせるんだと。そういうものに対して協力がなければ、ご議論はいろいろあると思うんだけど、構造分離することによってできてくるアクセス会社というやつは、アクセス網を使ってもらって食える会社になるわけですから、自分のところの利用部門だけでなく、ほかの会社にも使ってほしいという意味で、真剣に営業するようになるでしょうから、その場合は足りないなと見たときは、もう1回いろいろな政策、これだけでなく全部もう1回再点検する必要があると思うんですけども、特に構造分離も、もう嫌がってもだめですよ。あなたたちが2011年までにやってくれなかったんだからということで判断するんだと。だから、当然やってくれなかったというのはどの程度をもってやってくれなかったということについては、これはまた別途、それまでに議論というか、これが終わり次第議論する必要があると思うんですけども、そういうイメージで、とにかく今やれることは全部やるんだと。進捗状況が遅いようだったら、あるいは協力してくれないようだったら、そういう次の手も考えるんだというニュアンスを、単なる検討することが多過ぎて間に合いませんでしたではなくて、やっぱりやらないんだら次を考えますよという意味で、次への返事として保険をかけるという意味で、そういうものを置いておくべきではないか

など。これが2点目ですね。

それから、もう一つ、ちょっと哲学的なことで、3点目はちょっと報告書から離れますけれども、きょう今、ざっと見た限り、ソフトバンクのほうの資料から、ようやく資料を公表いただいたことは喜ばしいんですが、4月27日に我々がコンフィデンシャルで見せていただいたものと中身が変わっていますよね。しかも、例えば時系列の収支の計算であるとか、幾つかの資料が抜け落ちていますよね。抜け落ちて、修正して何かを発表してくれと言ったのではなくて、孫さんが20日におっしゃった根拠を出してくれと言ったんですね。27日に出されたものが根拠であったとすれば、それをそのまま出してもらうことを求めているのであって、何か削除して都合の悪いものを隠すみたいな話でなくて、もし隠さなきゃいけないページがあるなら、なぜ隠さなきゃいけないかをちゃんと言ってほしいし、そもそもそうじゃなくて、あのときコンフィデンシャルで出してきたものを全部出していただかないと、あれを見て我々は、やっぱり構造分離は孫さんが言っているほど簡単じゃないなど。むしろ逆にとる部分が多々あったわけですね。それぐらいいろいろな中身の、27日に出していただいたもの、あるいはその前に20日の翌日にも、何か簡単なものが出ていたようです。それ自身は見えていませんけれども。

だから、そういう意味では、孫さんも20日の日にすぐ出せるとおっしゃって、積み上げたものがあるんだと。税金を使えわないでできる~~傘~~いんだと。ちゃんとした根拠なんだとおっしゃったんだから、それは全部あの時点できっちりコンフィデンシャルじゃなくて出されるべきで、もしどうしてもコンフィデンシャルにしたいところがあるなら、それはなぜコンフィデンシャルなのか。基本的にはNTTの接続会計や、会計の発表を受けて試算しているはずであって、むしろNTTが出したくないというものがあるならわかるんですけども、ソフトバンクが出したくないというような、何か企業秘密があるとは思えないんですね。だから、それはまず全部出していただくと。その上で、それは間違っていたから、きょう出したものに修正したいというのであれば、そこをどう修正するかを説明する資料を出す。これは直ちにやっていただきたい。

これが今日まで出てこなかったということは極めて遺憾で、4月20日にお願いしたことが今日までずれているわけですから、こんな無責任なことでは議論できないので、こういうことではほんとうに問題だと思います。これは直ちにやっていただきたい。コンフィデンシャルと書いてあるのは、公表だけですから、もう明日にでも、今日にでも、すぐ

できるはずですから、~~あした~~直ちに出示していただきたいと。それで18日に向けてもう一度、我々の議論のチャンスはなくなりますけれども、そういうところで見ていただいた上で、みんなでチェックしていただきたいと思います。これが3点目です。あと細かいところをちょっとさっといきますと、まず3ページの利活用の向上についてのところで2つあって、その中で、キラコンテンツ、キラアプリケーションが存在することということで、これは全くおっしゃるとおりで、我々の内輪で話しているときは、キラコンテンツが要るよねと言っていいと思うんですけど、ただキラコンテンツになるかどうかはあくまでも結果であって、使っている人たちがいいと思って使ってくれて初めてキラコンテンツになるわけで、いきなりキラコンテンツを我々が出すんだみたいなことを言ってしまうと、100%キラコンテンツになるものしか出せなくなって、かえって手足を縛ると思うので、単純に我々が出すときは、豊富なアプリケーションがあることでいいと思います。結果としてキラコンテンツになることが望ましいとか何とかなら言ってもいいと思いますが、いきなりキラコンテンツを供給するという言い方は、このタスクフォースとして言うのはちょっと論理的にどうかという感じが、今伺っていました。それで、同じようなキラコンテンツの使われ方が何か所かあって、最後の1カ所は「キラコンテンツになることが」みたいなイメージなのでいいと思うんですけども、追って言いますけれども、それは全部同じ趣旨です。

それから、次のページの真ん中辺の基本的考え方の中の7行目に、「整備のために1兆円を大きく上回るとされる所要額が必要である」とありますが、これはごめんなさい、ちょっと今までの議論でだれか言ったかもしれないけれども、ちょっと突然なので、その根拠が何かあるのであれば、ちょっと書き込んでいただければうれしいかなという程度の話です。

それから、その次のページになりますけれども、わかるやつはわかれよなという表現で、大人の書き方なのかもしれないんですけども、4ページの最後のところから、「また、必ずしも需要にとらわれず、目標年次を定め、計画的に整備する方法については、『残り10%』の着実な整備が期待できる一方、経済合理性の観点から『整備しても利用されない『光の道』』という状態が生じないよう国民の理解が得られることが最低限必要になると考える」ということで、おそらくだからだめなんだとおっしゃりたいと思うんですね。だから、賢い方法でやれということだと思っているので、これはだからそういうのは避けよう、あるいはだめだとはっきり言い切っていていいのではないかなと。だめなんだけど、何

かやるんだとか、変な解釈の余地はなしということできたいと思います。

それから、同じ5ページの下のほうですが、先ほど申しあげました、4の利用率向上の考え方の30から100の(1)、基本的な考え方の②のキラーコンテンツとキラーアプリケーションはさっきと同じで、我々がキラーコンテンツ、キラーアプリケーションと言うべきではないのかなと。ただ、その次のページの6ページの4行目のキラーのところは、「その結果として、最先端のICTサービスやキラーコンテンツ等が生まれ」ということですから、これはキラーコンテンツを期待していいのかなと思います。

それから、ずっと飛びまして、8ページの最後の「その上で」ということで、構造分離について、1年後を目途にというお話が出てくるところなんですけれども、先ほどお話ししたように、2011年という根拠をもう少し、単にいろいろ検討することがあると思いますが、それだけではなくて、やっぱり2015年に向けたら、2011年にやるとしたらやらないと間に合わないんだということ、さっきのメタルの撤去の4年前ノータイスの話もあれば、一方でアナログ放送が2011年7月には終わっちゃっているわけですから、そのときできないところ、条件不利地域かもしれないけど、光ファイバに期待される場合もあるだろうし、一方、民主党政権がこれで何か新たな立法をやるとしたら、2011年末に決断したとしても2020年に立法措置ということになるでしょうから、2014年になくなる政権だとすれば、仮にですよ、4年としたら、やっぱりそれは十分な余裕を持ってという意味もあるでしょうし、そういうことを含めて2011年まで見てあげるのが、我々としてはその状況をウォッチしてあげるのが、ぎりぎりの待つてあげられる最後ですよと。

この問題は、はっきり言って1985年の民営化から延々とやっているわけですから、今度こそラストだという感じを、ここでちゃんと出したいと。ただ、あくまでも1年たったら分離・分割するというニュアンスを出したいということではもちろんなくて、そこは全くニュートラルに努力していただければ、むしろ逆の規制緩和も含めていいこともあるんだということの中で議論しないと、それはやっぱりNTTに気の毒だと思うので、そこはフェアにやっていただけると、書きぶりがいいなと思うんですけれども。

それから、次のページの、「その際には」と冒頭で出てくるんですが、この「その際」と言っちゃうと、2011年のときの話になってしまって、ほかの競争施策の抜本的な見直しとかいうのが、物によってできなくなっちゃうのかなと。だから、この辺のところ、あるいは、その次のウのドミナント規制のあり方も、これも時期がいまいち、いつを想定さ

れているのかわかりにくいんですけども、グループドミナンスの問題であるとか、競争、評価制度のあり方の問題であるとかいうのは直ちにやるんだと。特に後のところでも、関連してその最後のところで、競争、評価制度のあり方も再検討することが望ましいとありますけれども、競争のレビュー自体は毎年ものすごく緻密にやっておられて、新たなドミナントが発生しているかどうかとか、従来のルールの中ではものすごい検証されているんだと思うんですが、一方で新しいマーケットでドミナントが誕生しているマーケットがあるかないかとか、規制対象自体をそっくり変えちゃうような議論、そういうチェックの仕方じゃないと思うんですね。今まで決めた市場について、ことしはどうかというチェックの仕方になっていて、そうじゃなくて、例えば、上位レイヤーとのバンドルで変なことになっていないかとか、新しい市場を見るような、そういうことも含めて、これも直ちにやるんだと。そういう意味では、構造分離の話とは別に、こういうところまで含めて、やれることは直ちにやるんだという感じで前に出していただける、前なり後ろなりまとめて、そういうお話が出てくるといいのかなという感じがしています。

それから、ここも関連してですけども、光ファイバの接続料についても、低廉化が望ましいんだと。もう電話の時代でもないですし、電話がLRICでもないと思いますが、逆に光ファイバの接続料については、そういう検討を進めていくのが望ましいんだというようなことははっきり、まあ、8分岐まで言う必要はないのかもしれないですが、低廉化までははっきり言ってもいいんじゃないかなという感じがいたします。

それから、このページの下から3番目ぐらいですかね、2行のところ、「その他、ブロードバンド利用に対するインセンティブを付与するような利用促進策についても検討を行うことが適当である」というのがあって、これは吉川さんが、せっかく前回でしたかね、バウチャー制度とか言ってくれていて、あれをちょっとここへももっとしっかり書き込んでやれという話が、ここでなくても最初のほうでも後ろのほうでもいいのかもしれませんが、せっかくあったんだし、みんないい意見だったなという話だと思うので、あれも入れたらいいと思うんですが。

それからあとは、その次の研究開発基盤としての活用というところは、ごめんなさい、私は理解できなかったです。そんなもの、100メガぐらいのブロードバンド、研究開発が必要な企業とか政府組織とか持っていると思うので、今から整備するものがなければ研究開発ができないということはないと思うんですね。むしろ新商品をテストする市場として世界に先駆けておもしろいものができるんだというようなニュアンスだったらわかるん

だけど、それは商品の開発テストみたいな話であって、研究開発というニュアンスとはちょっと違うんじゃないかなと思ったんですけども、これは何かご説明があれば聞かせてください。

それから、ずっと飛びます。12ページなんですけど、(2)のところ、メタルから光へのマイグレーションというお話なんですけど、先ほどもちょっと言いましたけど、4年前に撤去するというルールが一応あるんだということですから、もう少し国民的なコンセンサスを得ながら進めていくことが必要というような、何かあなた任せの言い方ではなくて、我々としてももう少し大胆に踏み込んでいく必要があるんだということをおっしゃる必要があるのではないかなと思います。ちょっと法律に詳しい人に聞いたら、NTT法の17条に、総務大臣による報告徴求みたいなコマがあって、業務に関する報告を徴することができるという規定になっているようなので、こういうところでもっと大胆に、今回はこういう国策をやるんだから、どういう計画で考えているのか、もちろん2011年までのものは当然として、その先のものも含めて協力してほしい、出してほしいということをおっしゃっていただければいいのではないかなと思いました。

済みません、あと1個ですが、13ページの北さんのところの前提条件なんですけれども、これ、すごいおもしろい経済効果の試算だと思うんですけども、「すべての世界で超高速ブロードバンドサービス（CATVを含む）に加入」という前提のようなので、細かいかもしれませんが、光ファイバが全体の何%で、CATVが何%でやったらこうなるよみたいなこともあると、もっともらしくなるかなという気がしました。

大体私のほうからは以上です。ありがとうございました。

【黒川座長】 今のご意見の中で、相田先生、何か。

【相田座長代理】 どうもご指摘ありがとうございます。こちらのほうで、やっぱり最後時間切れで書き切れなかったことが多数あるということで、申しわけございません。例えば、9ページのところで、先ほどご指摘があったのはほんとうにそのとおりでございまして、これは6ページですね。6ページのイ、ボトルネック性に着目した規制のあり方、ウ、市場支配力に着目したドミナント規制のあり方という並びになっている。イが非常に編集途中で長くなってしまったということでございまして、イにかかわらずウのほうについては、できるだけ速やかにすると。もちろんそういうことでございます。

それから、下の研究開発基盤というのは、ちょっと私もあまり印象がないんですけども、多分前にお示ししたときに何気なく入っていたのがそのままだと思いますので、もし

不適切だということであれば、見直させていただきますというか、どうぞ見直しいただいて結構ですという言い方のほうが正しいかもしれません。

【黒川座長】 幾つかの点については、18日の会のところまで議論をしてみるということはお約束します。

【町田構成員】 お願いします。

【黒川座長】 それから、今、町田さんの議論の中で出てきたのは、ソフトバンクが今回いろいろな試算をしてくださったんですけども、最初の段階で出てきたこと、それから、適切に直して出てこられたデータもあると思うので、それとの関係のようなものもきちんと見えるような形で、最初のときに出たのはどんなミスがあったからこうなっているとか、訂正が出たのはどういう理由なのかということに関しては何うことにしたいと思っています。

ほかに。どうぞ、岸さん。

【岸構成員】 長い意見の後だから短く言おうと思いますけれども、基本的に町田さんの意見には、私も賛成できる部分はすごく多くて、特に一番思うのは、あまりここでの議論を知らない人がこれだけを読んだら、やっぱり1年後に先送りかと勘違いしてしまうと思うんですね、全然そんなことはないのに。だから、そういうんじゃないかと。実際には1年後に向けてやるべきことをしっかりやっていく。当然それはいろいろな課題があって、それでもだめな場合というのは、ちゃんとまた構造分離なりを考え、そこで決断する必要があるんだというのを見えるようにしたほうがいいのかなと思っています。それはドミナント規制も含め、行政の側がやること、政治の場で考える、いろいろあるとは思いますが、そこをある程度具体的に書き込むのは時間的に厳しいと思うんですけども、そこはぜひご配慮いただきたいなど。

その場合にやっぱり大事なものは、事業者ヒアリングは、メタルから光へのマイグレーションという大事な論点を出されていて、それをちゃんと提起してくれたソフトバンクの根拠と、出す出すと言いつけるのもいいんですけども、場合によってはアプローチをして、NTTは逆にヒアリングで詳しい数字とか何もそういうのはありませんでしたので、実際に要は何が正しいのかわからないんですね。だから、どっちが間違っていて、どっちが正しいというわけでは全然なくて、実際に事業者で何らかの形でこういう公の場で議論をしてもらって、メタルから光というマイグレーションはすごい大事な論点ですので、それに関して実際何がこういうコスト面とか実態のボトルネック、支障なのかというのをわか

るようにすることが大事かなと思っております。

そういう意味で言えば、2015年という目標、これはやっぱりすごい大事な目標ですし、これをちゃんと政治の人たちが掲げたというのは意味がありますので、その実現のためには、1年間無為に過ごすと思われたらそれはやっぱりよくないと思いますので、そこは配慮したい。その中で第一歩としては、やっぱり事業者同士、別にNTTとソフトバンク2社でけんかさせろという気は全くありませんので、ちゃんとそれは事業者に集まっていただいて、この前の個別のヒアリングとは違ってちゃんと意見交換をして、実態面で何がほんとうの真実なのかというのをわかるように。それが多分、今後の検討の大事な材料になると思いますので、そういうのを踏まえて、メタルから光のマイグレーションって具体的にほんとうにどうやっていくのか。それで2015年の目標を、どう達成するのかというのを見えるようにするというのが大事かなと思っております。

【黒川座長】 國領さん。

【國領構成員】 今の岸さんのお話に続けてみたいところなんですけれども、この1年間、何が大きいポイントになるかという話で、その意味では、さっき町田さんがおっしゃった中で、やっぱり光アクセスの接続料の低廉化というところが最重要なんじゃないかという気がいたしております。ほんとうの力作というか、ほんとうにすごい報告書の中で、設備競争とサービス競争を両輪で回していくんだというこのポイントは、私も全面的に賛成なんですけれども、ヒアリングなんかを通じて我々が受け取ったメッセージというのが、今の光アクセスの接続料のままでいくと、サービス競争のほうがなくなっちゃうよと。そこがやっぱり大きなメッセージで、かといって光のアクセスをラディカルに下げていくと、今度は設備競争のほうがなくなっちゃうと。

ここのジレンマをどうやって解消するかというところが一番大事なところなんだろうと思いますし、この報告書の中で、一番先送りしていないで言い切っていて、一番すごいというか実質的なところが12ページの、「メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速するためには、ユニバーサルサービスの対象を『加入電話』または『加入電話と同程度の料金水準の光IP電話』」というふうに言い切っているところで、これはつまり、メタルの孫さんのやつは必ず撤去しろというやつだけど、これは撤去してもいいよということなんですけれども、今のアクセス料金の水準のままで光化を進めちゃうと、サービス競争が死んじゃうというところがあって、これを推進していくためにも接続料を下げる努力をしていかないといけない。

ただし、それを単なるゼロサムゲームにはしたくなくて、つまり、どちらかが独走するとどっかが損するという関係だけじゃなくて、やっぱり実質的にコストが下がっていく。多分、幾つかパターンがあるだろうと思うんですけども、1つには、やっぱり利用率が高まっていくことによって平均コストが下がっていく。やっぱり需要がコストを下げて、コストが需要を生む。この好循環というのはどうやってつくっていくか。そのためにも、通信・放送の融合とか、遠隔医療とか、この辺のアプリケーションを妨げている利用規制みたいなものをどんどんなくして行って、需要を高める努力をどれぐらいできるか。それから、線路の敷設基盤のようなものの開放を、これはNTTだけじゃなくて、すべての関係者がどれぐらい開放ができるか。その上で、メタルが撤去できると二重にメンテナンスする。ちょっとどれぐらい大きいとか少ないとかという話はあるんだと思うんですけども、一元化できるほうがいいことは、それはそうだろうと思うわけでございまして、こういうようなどれぐらい進展がさせられるか。

これが1年後たってみてほんとうにうまくいかなくなってということで、基盤のほうが、設備のほうがほんとうに独占になってきてしまい、ほんとうにサービス競争が死んでいってしまうようなシナリオになってきちゃったときにはかなり真剣にやらないと、逆にこの問題が解決できないと、光化をどんどん進めていけばいくほど独占化が進んでいくというシナリオになっちゃうので、それはさせない方法というのを、ちょっと業界を挙げて、関係者を挙げて知恵出しをしていくんだと。必要なアクションはすべてとっていくんだということを宣言した上で、このユニバーサルサービスの定義を光IP電話まで含めて踏み切るといような、そんなメッセージなのかなという感じがいたします。

【勝間構成員】 同じ話で、費用の話について全く同感で、可能かどうかわからないんですが、やはりADSLが実際に存在して、ADSLは十分な普及率がある。しかもそれなりに使っている人が多いし、逆にADSLで満足しているか、あるいは費用対効果を見て、光が余りにも高いから移行しないと見るべきだとやはり考えるべきだと思いますので、明言するかどうかは皆さんに議論させていただきたいんですが、ADSL並みかそれ以下のコストを目指すみたいなことを書くと、よりわかりやすいターゲットになると思うのですが、いかがでしょうか。その方法としては、維持費を削減するのか、あるいはメタルとのマイグレーションを早くするのか、普及させるのか、さまざまな方法があるとは思いますが、一旦そのような形で、やはり価格について水準を明言するというをお勧めしたいと思います。

【黒川座長】 これも一連の議論ですね。

【勝間構成員】 はい。

【黒川座長】 ほかにどなたか。では、どうぞ。

【吉川構成員】 町田さんからいただいたご意見は、多分ロードマップみたいなのをちゃんとつくってしまおうということだと思っただけですね。それはちょっと私ども、努力不足でできなかった点はあると思います。ぜひこの後、時間の許す限りで頑張りたいと思いますということですね。

ただし、今回結構それなりに腐心した点は何かといいますと、将来こうなったらこういうふうになりますというのを逆に出し過ぎると、競争がゆがむことを避けようとしたということですね。さっき國領先生もおっしゃったように、このまま放っておいて、あるキャリアが一方的に普及率を上げるために、30%を100%にするために光の値段を下げるとかえってシェアが上がるといふようなことも起こったりして、じゃあその結果、寡占になり過ぎですね。結果的に企業努力したにもかかわらず、構造分離とかそういう手段をとられると、これはかえってディスインセンティブになると。だから、こうなったらこうしますというロードマップ、書けない部分もあると思うんです。これについては、ほんとうに我々としては慎重に検討する必要があると。ですから、全部ルールがこうなったらこうしますというふうには書かないほうがかえって望ましいといえるわけで、変なシグナルを業界に送るといふのは、今の競争メカニズムをかえって破壊する可能性があると思いますので、その点今回、実は結構苦勞した点だったと言えるかなと思います。

【町田構成員】 質問していいですか、関連して。

【黒川座長】 どうぞ。

【町田構成員】 おっしゃるとおりだと思います、吉川さん。ただ、例えばどうということですかね。僕が思っていた、2011年末に構造分離だみたいな議論をしなきゃいけないときの話というのは、シェアで議論する必要はおそらくなくて、周りとの競争さえ維持されていれば、結果としてどこかのシェアが上がろうが下がろうが、それは競争政策として関知する話ではないと思うんですけども、、独占力が濫用されているとか、それによって消費者の利益が損ねられているとか、そういうたぐいの話になっていない限りは、シェアが伸びたからいかんなんてことを言う必要はなくて、むしろ普及がおくれていることにフォーカスした議論をしていくべきなんだと思うんですけど。

【吉川構成員】 はい、そのとおりだと思います。

【篠崎構成員】

よろしいですか。皆さんがおっしゃっていることに私も基本的には賛成で、作業部会でも、2015年に向けて直ちにできることが何か、2015年までにやることは何か、2015年以降にやることは何かを議論したつもりです。みなさんの今日の議論を踏まえて、さらにタスクフォースとして座長がどうまとめられるかは別として、作業部会の案としては、ここに示したとおり、幾つか散らばってはいますが、まずはやらなければいけないことを幾つか書き込んでいるので、そこをうまくみ取っていただければと思います。オープン化や整備状況の確認、市場におけるサービス競争状況の確認などです。

未整備地域に関してでさえ、事業者ヒアリングを通じてわかったことは、誰もが「民間」による競争とおっしゃったことです。地方であっても、NTT以外のケーブル事業者や地域事業者が「我々にやらせてくれ、フェアなインセンティブがあれば、我々も投資競争を続けたい」とおっしゃっているわけです。そこを、いや、もういいですと中央政府が介入して押しつけていくよう政策を推進するのは、民間による競争促進とは全く違うものになります。いわんやサービス競争をやですから、さきほど國領さんもおっしゃった、設備競争とサービス競争両方を見ていくという提案につながりました。整備地域と未整備地域、今すぐにでもできることと拙速はできないことを整理していくということで、やや文章が長くなっている感はありますが、十分議論してきたつもりです。

それから、例えば、6ページ目の一番上にあるように、医療、教育など行政が積極的に行うべきこととの関係です。9ページ目に書いているとおり、まずは公共機関が先導的に果たす役割も充分あって、インフラやサービス部分について民間の事業者にしっかり競争してもらふことと、ユーザーとして政府が主体的にやることを整理して考えることも重要だと思っています。ロードマップ的にきちんと提示するところまで及んでいない部分はありますが、政府としてまずやれることと、2015年までに向けてやるべきことを、我々の中でも考えて議論いたしました。

【町田構成員】 ごめんなさい、いいですか。ロードマップはできれば理想なんですけれども、ほんとうはあと18日まで何日もないので。むしろ、全部とにかくとっかかると言っておいて、できなければ時間かけて検討してもらおうというか、法律が要るものはおくれるかもしれないし、そうでないものはすぐやれるかもしれないし。我々は役所に全部すぐやれと言って、すぐやった結果が、すぐできるものと来年になるものぐらいはずれても

しようがないんじゃないか。きれいにロードマップを我々で整理できるかということ、実際には無理なんだろうという気がかなりしていますけれども。構造分離の議論以外は、全部やるんだと。公的支援みたいな話も、競争政策の見直しの話も全部やるんだと。それで全部やれとって、タスクフォースとしては投げて終わりでもいいんじゃないかという気もしますけれども。

きょう、最大公約数をつくらなきゃいけないということなので、踏み込んでいくと、またいろんな議論が個別に出てきちゃうと思うんですよね。そういう意味では、やっぱり2011年に構造分離という話も含めて、きょうまとめる最大公約数として、やっぱり作業部会の人たちはものすごい努力をしてくれていると思うので、そこはそんなに大きく動かしたくないなと思っています。

【黒川座長】 この一連の議論は、とりあえずこの1年間をどういうふうに関係者は受けとめてくれるかということで、そのための流れをきちんと見定めるために、どんな心構えを我々のほうで持っていたらいいかということに関して、後できちんとまとめよう。きょうの議論も、みんな出てきたものについてはまとめておこうと思います。この本体の中に入れるかどうかは別にして、補足資料でそういうことについてはチェックしようと思います。

【町田構成員】 はい、お願いします。

【黒川座長】 舟田先生。

【舟田構成員】 ちょっと町田さんの言いたいことがわからなくなってしまったけど、これでは足りないと最初言ったんじゃないですか。そうではないのですか。それとも、これでいいのですか。

【町田構成員】 足りないというか、意欲がもうちょっと鮮明にあらわれてもいいかなと思っています。

【舟田構成員】 いろんな点があるんでしょうけれども、例えば、光ファイバの料金を安くするとおっしゃいましたか？

【町田構成員】 はい。

【舟田構成員】 さっきの議論の中でも、光アクセス料金という、ちょっと私、わかりませんけれども、小売料金のことですか。

【町田構成員】 接続料です。

【舟田構成員】 接続料を下げろと書けということですか。それはどこからくるんだろ

う。

【町田構成員】 関連して言うとしたら、例えば9ページのウの後にドミナント規制のあり方がありますがけれども、そこで書く手もあるでしょうし、あるいは、8ページの「したがって」のコマの後で、アクセス網の一層のオープン化のところがありますがけれども、アクセス網への光ファイバの接続料の低廉化と並べてもいいでしょうし、それはどこでもいいと思うんですけれども、やれるところでやるんだという感じを出せばいいと思うんですけれども。

【舟田構成員】 ちょっと私、小売料金かと思って、それはないだろうと思ったんですけれども、接続料金の見直しということは十分あり得ると思うので。ただ、それは先ほどの1年後を目途にという、何ページでしたか。

【町田構成員】 8ページの下です。

【舟田構成員】 8ページのところですね。これですね。つまり、私は実は、この原案のままでいいと考えていて、これ以上は、例えば今すぐできることなどを、書くべきではないと思います。私の聞き方は、今すぐできることとできないことを分けて、今すぐできることをもっと際立たせて書くべきだとおっしゃったように聞こえたので、いや、この程度がぎりぎりではないかという感じを持っています。それは8ページのところにありますように、まず、線路敷設権云々と。まず取り組みを求めると。それを見ながら、1年後を目途に検証を行うということですね。それと別に9ページの今のドミナント規制の話は、これは検討するという事になっているわけなので、これは1年後ということは、関係ないですよ。今すぐ検討してほしいという、そういう趣旨だろうと思うんです。だから、これを受けて、現行は先ほどの接続料についても、今は規制がありますけれども、それを見直すなら見直す検討を始めるということなので、私はこの書き方でいいのではないかと。これ以上踏み込むと、それが正しいかどうか、もう一度議論しなきゃならない結果になるのではないかと。

【町田構成員】 ごめんなさい、踏み込むという意味は、構造分離をやるよということに踏み込んで書けと言っているわけではもちろんなくて。

【舟田構成員】 ああ、もちろん。

【町田構成員】 例えば、ドミナント規制の書いてあるところが間に挟まっていて、しかも「その際には」というのがまず頭についてから流れていっているとかですね。その際というのは、2011年、1年後にかかってしまうから、それはそうじゃないのではない

かという趣旨で私は申し上げていて、ドミナント規制について、舟田先生ご指摘のように今から始める、今から議論するということですから、これはすぐかかるものとして、グループドミナンスの問題とか、すぐやるものとして整理していった方がいいんだと思うんですね。

【舟田構成員】 ああ、そうか。確かに9ページの冒頭の「その際には」というのは、1年後にと読めますね。

【黒川座長】 いずれにせよ、こここのところの議論というのは、これから1年間、先送りしたというわけではありませんということと、それから、こういう議論が出たときに、それぞれの関係者がどういうふうに対処して反応するかということ。そのときに、いろいろな方がおっしゃられているように、我々はある種のこの1年間の動きを注視することとはあると思いますけれども、それがどういうものでというのは、我々が内側に持っているべきなのか、初めから公表すべきなのかということについては、議論が必要だという感じがしますね。

ただ、ニュアンスとして、これは先送ったわけではなくて、こういう時間がとても必要で、しかし、それ以上伸ばすのはとても困ることで、この1年というのがとても重要な時間なんだということに関するニュアンスを高めようというのは、まさに皆さんの意見で了解ができたという感じがします。ただ、マップと、それから、どの指標でどこまでいったときにはどうするという、こういう報告書で、ある種の圧力をかけているようなニュアンスの報告書がいいかという、何かあまり品がいいとは思えないので、そのことについてはニュアンスだというふうに思っているのではないかと思いますけれども、どうですか。

【町田構成員】 2015年までには、あと5年しかないわけですよ。そうすると、途中で進捗状況をチェックしながら、足りないと思ったら臨機応変に手を打つんだという意味で、構造分離の問題も位置づければいいのではないですかという意味で、決してそういう圧力という感覚ではないんですけれども。

【黒川座長】 町田さんは、中立的にいろいろなことがあり得るということを議論できる環境を維持しておきましょうと。緊張感を持って維持しましょうという、それはよくわかりました。

【町田構成員】 それで、ほんとうはどういう状況になったら、構造分離の議論が必要になっちゃうのかみたいなことは、もうちょっと普及率を、2015年を100%として、現時点で30%とすれば、なだらかにこういくのか何かわかりませんが、こういうものとリンクして考えるような考え方が、ほんとうはあった方がいいんだろうなと私は

思っています。むしろ、できればほんとうはそれは2011年って、わずか1年後ではなくて二、三年見て、その確度を見ながら、やっぱりもっと急いでもらわなきゃということであれば、もちろん構造分離だけじゃなくて、いろいろなことを追加しなきゃいけない。例えば、接続料の引き下げペースだって上げなきゃいけないとか、そういうことは本来あり得るんだと思うんですね。その基準的なものは、ほんとうはそういうことなんだというのをやる時間が、ここであつたらよかつたと思うんですけど、残念ながらできていないので、その考え方としてそういうものを残していただいて、もしそういう基準を考えるとこの後どこかにつくられるなら、そういう趣旨で投げてください。それは来年の春までなり、ことしの秋なりに向けて、すぐ作業されるべきことなんでしょうと私は思います。

【黒川座長】 もう一つ気になったことで、さっき勝間さんが言われていて、それから町田さんも言われて、皆さんおっしゃったんだけど、メタル巻き取りと光を敷設することの関係のコストの計算のことなんですけれども、我々の今委員会の日程というのが、14、18という形で決まっていて、これからの1年を大事にするために、ここを後ろに伸ばしてしまうというのはとても難しいんですけども、感覚として、緊張感ある1年間のために、双方の方に、このデータ、つまり、提案に関して、実際のところの数字はどうかということに関して、何ていうんだろう、こういう場でなくてもいいと思いますけれども、どこかでそのことが、よりお互いの企業、事業者の間で議論することで見えてくるような場というのがあってもいいという感じはしましたけれども。

【町田構成員】 そうですね。

【黒川座長】 それはでも、この場でやることかどうがちよっとね、時間のことも考えると難しいかなという感じもしましたけれども。これも皆さんと、後で相談してみます。どうぞ。

【藤原構成員】 大変短期間でよくまとめられたなと敬意を表しますけれども、4ページの基本的考え方で、90から100の、インセンティブの加速に一定の公的支援を実施というところで、加速の具体シナリオが、90から100はあるんだと思うんですが、30から100がちょっと弱いのかなという気が多少するんですけども。6ページを例にとりますと、医療、教育、行政、この規制緩和だけでほんとうに利用がいくのかなというのは多少気になるんですけども。例えば、電子政府なんかは、ある程度利用の加速する公的支援を必要に応じてはやるといえるのか、そこら辺の記述は要らないんでしょうか。皆さんの意見を聞きたいんですけども。

【黒川座長】 相田さん、いかがですか。

【相田座長代理】 例によってこの件は、もちろん広い意味での「光の道」構想のうちの一部ではあるのですけれども、一義的にはというんでしょうか、この第1部会、第2部会というよりは、第3部会、第4部会の。また、もともとの1ページでしたっけ、1ページの(1)、(2)、(3)で、この基本的方向性(案)で正面切って扱っているのは(1)、(2)であって、(3)は話の中でももちろん何遍も出てきはしますけれども、メインではないというところで、あまり深く掘り下げていないという事情だにご理解いただければと思います。もちろん、その内容について反対するとか、そういう意味ではございません。

【篠崎構成員】 補足的に申し上げますと、この「30から100」という点については、4の中の5ページ目に(1)があり、6ページに(2)があり、この部分が長々となっていてはいますが、9ページに(3)が続いています。そこに公共機関の先導的役割が重要だと言及していますので、藤原さんがおっしゃっているような点は、こういうところで読み込んでいただければと思っております。

【藤原構成員】 わかりました。

【黒川座長】 想定時間は過ぎてしまっていますが、余裕は30分あるんですけれども、ほかにご意見ありますか。中島さん。

【中島構成員】 今の藤原さんの話とも絡むのですけれども、30から100の方が、基本的には競争政策にウエートがあって、その中で公共機関の先導的役割の重要性や研究開発でもっと使うといった話が出ています。ところが、今の議論よくわからなかったのですけど、この話は最初の「光の道」構想実現に向けてのはじめの(3)のところをやや含まれていると思うのですが、このペーパー自体は必ずしも第1部会と第2部会の中心ではないということで、あまりどうやって30から100にするかは書き込まないということではよろしいのですか。30から100のところは利活用の拡大を示しているところですから、どのように利活用を進めるかは大事な話だと思うので、ちょっと今のお話はよくわからなかったのですけれども。

【相田座長代理】 この1ページの一番下のところに書いてありますように、「この部会においては、(1)(2)について重点的に検討を行うこととされた」というスタンスでやっているということで、そのように申し上げたということなのですけれども。

【黒川座長】 いずれにせよ、ここの内容については極めて重要で、もちろん第4部会のほうも、ものすごくこのことに関してはもともと認識されて設定されているので、ここ

でこういう議論があったということに関しては、今度の18日のときのプラットフォームの会議のときに、金子座長のほうにきちんと私たちのほうから伝えて、第2部会の中でもすごく重要な部分が、この第4部会のテーマになっていますということに関しては、きっと報告、伝えることになると思います。

【中島構成員】 そうすると、(1)(2)中心というのは、まさに最初に明記されていることではあるのですが、この30から100の利活用のところでの公共機関の先導的役割は、まさに今までのお話にもあったように、意図的にこの程度の抽象的というか、表記になっているという理解でよろしいのでしょうか。というのは、具体的に書き込んでいったらきりのない話ではあるのですが、やっぱり公共機関の先導的役割自体も、単に規制緩和だけではなく、もっとあるはずだからです。韓国の例を見ても、公共機関の先導的役割は行政の情報をどういうふうに活用してもらうか、提供するかという観点からの行政組織のあり方から議論が始まっていったと理解しています。そして、行政組織が整備されると、おのずとICTの利活用が大変に効率よく行われるようになり、しかも使い勝手のいいものができていったという経緯であったように見ております。その経緯から言えば、このところがこういう形だと物足りない。確かに第3部会、第4部会でもっと検討してもらおうというのだとしても、もうちょっと何かバトンタッチできるような形にしておいていただかないと…。何かさらっと書かれ過ぎているような気がします。

【藤原構成員】 ついでによろしいですか。今のところをもう少し確認したいんですが、30から100というのはほんとうに重要なところだと思いますので、ここは第1、第2合同部会としては、30、100はここは責任ないということなんでしょうか。じゃないですよね。第1、第2合同部会の責任の範囲ですよね。

【黒川座長】 はい。

【藤原構成員】 やはりもう少し強く政策に関する詳細な記述があったほうが良いというふうに私も思いますので、よろしくをお願いします。

【黒川座長】 了解しました。

【町田構成員】 リマインドですけど、いいですか。

【黒川座長】 はい、どうぞ。

【町田構成員】 だから、吉川さんのバウチャーの話とか、どんどん書くべきだと思いますが。

【吉川構成員】 ありがとうございます。前は、財源の話をお聞きされていたの

でこういう表現になりましたけれども、個人的にも、例えば、これから2015年ロードマップをひいた場合、むしろ30%を100%にするほうが大事だったら、これは皆さん現ナマ、あるいはお金相当のバウチャーを配られたら、とりあえず入ってみようかと。もちろんこれは本来は子ども手当とか、あるいは職業訓練の給付というのがあるので、そっちにお金が向かうべきなんですけど、別にそっちにお金が行くのを妨げないんですね。バウチャーというのは、ここで一種の選択肢を用意して競争させているわけなので、ぜひ私としては復活していただけたらうれしいと思います。

【黒川座長】 はい。

【岸構成員】 この需要の話に関しては、まさに大事だから、これでもちゃんと取り上げてほしいという意見は全く賛成なんですけれども、同時にここで書いても、結局総務省の所掌を考えたら限界があるんですよ。これは規制を変える部分にしても、財政支援をするにしても、総務省が要求して全部できるとは思えない。やっぱりIT戦略本部のほうがすごい大事なはずでして。ただIT戦略本部のほうは、実際にこのメンバーが議論しているのは緊急性をもってちゃんと議論に取り組んでいるかということ、必ずしもそうじゃない気はしますので、だから、この報告書に書くかどうかは別にしまして、かつこれはタスクフォースがやるのか、内藤副大臣にやっていただくのがいいのかは別にしまして、もっとIT戦略本部を強く恫喝というか、ちゃんとやれという明確なメッセージを出して、それを政治のプロセスに乗っけていただくということを考えないと、実際は結構きつくなっちゃうのかなという気はしております。

あと1点だけ済みません、すごい超小役人的なことに気がついたものでして、5ページ。5ページの(3)で、「通信事業者に求められる役割 基盤整備を担う通信事業者においても」と書いていますけれども、これが要は、「光の道」へのインフラ整備と考えたら、ケーブルテレビ事業者も僕は入るのではないのかなという気がしてまして。これは通信事業者と断言しちゃうと、頑張っているケーブルテレビ事業者はひがんじゃうんじやないかという気がしますので、ここはご配慮いただいたほうがいいのかないかなと思いました。済みません、小役人みたいで。

【黒川座長】 これはうっかりしていた。ごめんなさい、言い訳するわけじゃないですけど、午前中に1個前のバージョンができて、午後に最終バージョンができて、ほんとうに事務局も、それからワーキングもとても大変だったのでね。

【舟田構成員】 ケーブル事業者は、通信事業者ですよ。

【黒川座長】 通信事業者といっても、本質的には……。

【舟田構成員】 届け出していますよ。

【岸構成員】 法律的にはそうなんですけど、一般論として。

【黒川座長】 そうね。配慮しましょうね。どうぞ。

【内藤総務副大臣】 利活用の点で一言補足をさせていただきたいと思います。岸さんがおっしゃったように、今、IT戦略本部のほうでは、医療、教育、行政といった分野での徹底的な利活用を進めるための方針ができました。その方針のもと、例えば、行政の分野、これは今までバラバラ感がありましたが、総務省がやる気になればできるということから、私のほうで総務省に一本化してスピード感をもって、全国1,800の自治体において、クラウドコンピューティングという技術も使って、国民本位・市民本位の行政サービスを提供できるような取組みを現在進めております。公共機関への超高速ブロードバンドについて、ユニバーサルサービス類似的な位置づけにして、徹底的に敷設をしているということが書き込まれておりますから、うまく文章の中に、IT戦略本部の取組み、あるいは総務省の取組みとの連携などを書き込むことで、私は十分うまく意は伝わるのではないかと思います。ちょっと補足させていただきました。

【黒川座長】 ありがとうございます。実際にそれをベースにして、金子先生のところのシンポジウムとか、いろいろなことが進んでいる、動いていると思います。

ほかにありますか。一気に意見が出尽くして、ここで終わっていいという雰囲気でしょうかね。

【町田構成員】 質問していいですか。

【黒川座長】 はい、どうぞ。

【町田構成員】 18日までバージョン、新しいのがどうなったとかというのは、我々、いつか見せていただけるのでしょうか。

【黒川座長】 きっと18日の朝ぐらいに。

【町田構成員】 それについては、もう何も言うチャンスはないわけですね。

【黒川座長】 でも、最後のところというのは、私たちの良識にらせていただけますか。できるだけ皆さんの意見をきちんと入れるように努力しますので。

【町田構成員】 よろしくお願いします。

【黒川座長】 きょう発言されていない方、大丈夫ですか。

すごいですね。シナリオには、修正を求める意見が出た場合となかった場合というのが

ありますが、なかった場合というのをつくったのは無駄だったわけですね。

【山内座長】 最初から無駄だと思っていた。

【黒川座長】 ただいまのご意見を踏まえて、修正が必要な部分については、修正をさせていただきますと思います。修正を行い次第、構成員の皆様にお送りいたしますが、修正の内容については、私と山内先生にご一任いただきしたいと思います。よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。修正次第、また皆さんにお送りしたいと思います。その上で、5月18日に政策決定プラットフォームの開催が予定されていますので、その場に報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に事務局から、次回の日程等について、補足はありますか。

【木村事業政策課調査官】 次回の日程はまだ決まっておられませんので、また事務局からご連絡をさせていただきたいと思います。

【黒川座長】 私たちの仕事は、終わりですか。

【木村事業政策課調査官】 一応タスクフォース自体はまだです。

【黒川座長】 わかりました。日程は決まっていないということです。以上で、第11回会合を終了させていただきたいと思います。皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。それから、民間事業者の方にまたお願いするということかあったりするかもしれませんが、よろしくお願いたします。

以上